

2018年IPPC総会において諮られる予定のISPM案

植物検疫用語集：ISPM 5の改正 (1994-001)

本基準に関する基本情報

取り巻く状況

- ISPMの新規策定や改正に伴い、新たな植物検疫用語の定義の追加、訂正及び削除を、用語に関する技術パネル（TPG）を中心に継続的に検討

基準改正の目的

- ISPMで新たに使用されるようになった用語を追加し、ISPM実施にあたり、国際的に合意され調和のとれた用語を提供する
- 既存の用語に新たな概念を加えるため、用語の対象範囲を拡大するため、ISPM内での使用方法を正確に定義に反映するための修正
- 植物検疫分野において重要でない用語、国により用途が異なるため国際的な調和及び合意が困難な用語の削除

本基準の概要

- 植物検疫用語の追加、訂正及び削除の提案



これまでの経緯

- 1997年11月 FAO総会でISPM 5（植物検疫用語集）が採択

新規ISPMの策定に伴い、新たな植物検疫用語の定義の追加、訂正及び削除を、用語に関する技術パネル（TPG）を中心に継続的に検討

- 2017年5月 基準委員会が加盟国協議案を承認
- 2017年7月 加盟国協議
- 2017年11月 基準委員会がIPPC総会(CPM13)に諮ることを承認
- 2018年2月 IPPC総会討議文書として基準案を公開



追加が提案されている用語

<追加>

用語	説明
exclusion (of a pest) ((有害動植物の) 排除)	ある地域への有害動植物の入り込み又は定着を防止するための植物検疫措置の適用



修正が提案されている用語

<修正>

用語	説明
contaminating pest (汚染有害動植物)	物品、 こん包、輸送機器又はコンテナ によって運ばれる、又は 保管場所に存在する 有害動植物であって、それらが植物及び植物生産物の場合であっても、 それら植物及び植物生産物 に寄生しない有害動植物
contamination (汚染)	寄生していないが、 物品、 こん包、保管場所、輸送機器、コンテナ 又は保管場所内に 汚染 有害動植物が存在すること 又は規制対象物が意図せず存在すること



修正が提案されている用語

<修正>

用語	説明
quarantine (検疫)	観察及び調査又はそれ以上の検査、検定、処理、観察又は調査のために規制対象物、有害動植物又は有用生物を公的に制限すること
test (検定)	有害動植物が存在するかどうかを決定するため、有害動植物を同定するため又は特定の植物検疫要件に適合していることを判定するため、植物、植物生産物又は他の規制対象物に対する目視試験以外の公的な試験 (Official examination)
visual examination (目視試験)	検定又は加工を行わずに有害動植物又は汚染を検出するため肉眼、レンズ、実体顕微鏡又は他の光学顕微鏡を使用した植物、植物生産物又は他の規制対象物に対する物理的な試験

削除が提案されている用語

<削除>

用語	説明
kiln-drying (キルンドライ)	要求された水分含有量に到達するために、熱及び/又は湿度の制御を利用して密閉された室内で木材を乾燥する過程
pre-clearance (プレクリアランス)	仕向先国の国家植物防疫機関により行われる又は当該機関の正規の監督の下に行われる原産国における植物検疫証明及び/又はクリアランス